

2019年4月1日

2018年度漁場油濁防除清掃事業報告書

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

1. 事業内容：

被害漁業者に対して、原因者が判明しない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁します。

まず、原因者が判明しない流出油に対する、防除措置、清掃事業に要した費用について、被害漁業者に代わって水産業協同組合(漁協)が都道府県漁業協同組合連合会(以下、都道府県漁連)を通じて当機構に申請。もしくは、申請者が所在する都道府県に都道府県漁連が存在しない場合又は存在する場合であっても申請者が当該都道府県漁連の構成員でないときは、申請者は機構に直接申請することができます。

つぎに、機構は、漁協からの申請に基づき、漁業被害の査定関係の専門家を中心に構成された中央漁場油濁被害等認定審査会の意見を聴き、認定を行います。

そして、この認定に基づき、費用(防除費)を支弁します。

2. 本事業の目標

船舶や工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁は、海産動植物及び漁具を汚染し、漁業者に甚大な被害を与えます。したがって、油による漁業被害を未然に防止するための防除事業、及び漁業再生産を速やかにするための清掃事業は非常に大切です。

しかし、油濁による漁業被害のうち、20パーセント超は原因者が不明であることから、漁業者が行う防除清掃に対し十分な補償が行われてこなかったのが実情です。そのため、この実情を解消し、一層の防除清掃事業の充実を図ります。

3. 目標の達成状況

<2018年度 申請件数1件 申請者：余市郡漁業協同組合 認定額：251,600円>

2018年7月25日北海道余市郡余市町余市港内で原因者不明の漁場油濁が発生。同日、余市郡漁協、余市町役場及び小樽海上保安部が調査を行い、幅300m長さ200mの油が帯状に浮流しており、このままでは、風の影響を受け、湾外にも拡散され磯廻り漁業等(うに、なまこ漁業)にも被害を及ぼす可能性があったので、余市郡漁協組合職員及び漁業者等で水面清掃活動を行いました。迅速かつ的確な防除清掃作業により、漁場は原状に復旧しました。

油濁防除清掃に要する事業予算が確保され、防除清掃活動を行った漁業者が泣き寝入りせず、漁業活動のセーフティーネットとして本事業が十分機能いたしました。

以上